平成26年7月3日制定 枚方市要綱第74号

(目的)

(定義)

第1条 この要綱は、規格葬儀に関し必要な事項を定めることにより、本市において簡素、低廉かつ厳粛な葬儀の執行を確保し、もって市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 規格葬儀 本市と葬儀業者等とが相互理解の下で、市長が別に定める仕様及び料金に従い、葬儀業者等が本市内において執り行う葬儀をいう。
 - (2) 規格葬儀取扱店 葬儀業者等のうち、規格葬儀を提供するものをいう。 (規格葬儀の利用対象)
- 第3条 規格葬儀を利用することができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
 - (1) 喪主、施主その他の葬儀を執り行う者が、本市において住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に規定する住民基本台帳(以下「住民基本台帳」という。)に記録されている者である場合
 - (2) 死亡者で、死亡当時、本市において住民基本台帳に記録されていたものの葬儀を執り行う場合

(規格葬儀取扱店の承認に係る手続等)

- 第4条 葬儀業者等のうち、規格葬儀を提供しようとするものは、あらかじめ、市長にその旨を申 し出るものとする。
- 2 前項の規定による申出は、市長が別に定める時期に、市長が定める書類を提出することにより 行わなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による申出があった場合においては、審査し、適当と認めたときは、当該申出を行った者について規格葬儀取扱店の名称の使用を承認するとともに、当該者と規格葬儀の提供についてその仕様、料金及び遵守すべき事項に関し協定を締結するものとする。
- 4 市長は、前項の規定により規格葬儀取扱店の名称の使用を承認して協定を締結した者(以下「規格葬儀取扱事業者」という。)に対し、次に掲げる物品を交付するものとする。
 - (1) 規格葬儀立て札 1本
 - (2) 規格葬儀取扱店表示プレート 1枚
- 5 第3項の規定による協定の期間は、当該協定を締結した日から起算して1年とする。ただし、 これを更新することは、妨げない。
- 6 規格葬儀取扱事業者は、市長が定めるところにより、市長に規格葬儀の取扱状況を報告しなければならない。

- 7 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該規格葬儀取扱事業者と締結した協定を解除するものとする。この場合において、当該規格葬儀取扱事業者は、直ちに、第4項各号に規定する物品を市長に返還しなければならない。
 - (1) 規格葬儀取扱事業者が葬儀業等を廃業し、又は規格葬儀の実施を取り止めた場合
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、規格葬儀取扱事業者として不適当と認めた場合
- 8 前各項に定めるもののほか、規格葬儀取扱店に係る承認基準、その名称の使用に際して付する 条件及び責務等については、市長が別に定める。

(規格葬儀の実施状況の確認等)

第5条 市長は、規格葬儀取扱事業者の規格葬儀の実施状況について確認するとともに、市民に規格葬儀に関し本市が保有する情報を提供する等本市における規格葬儀の円滑な実施が確保されるように努めるものとする。

(様式)

第6条 この要綱で使用する申出書等の様式は、別に定める。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるところによる。

附則

- 1 この要綱は、制定の日から施行する。
- 2 枚方市規格葬儀に関する要綱(平成19年枚方市要綱第74号)は、廃止する。